

公明選挙で
住み良いまちに

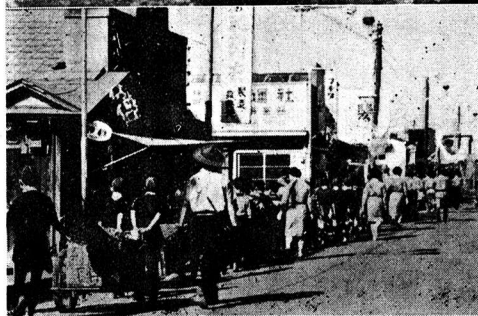
ふっ ぶ しょう びょう 福 生 町 広 報

昭和 38 年 3 月 10 日 第 31 号

発行所 福生町役場

発行兼 福生町役場
編集人 総務課

印刷所 昭和印刷KK



皆 さん 町 を き れ い に !

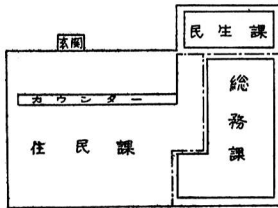
去る2月10日の日曜日、ボーイスカウト西多摩第一団が、ホーキ片手にリヤカーを押しながら、町をきれいと、清掃運動を町民に呼びかけました。福生町は、特別清掃地域の指定をうけていまして、町の浄化には特に力を入れています。私達の町をきれいにするため、皆さんのご協力をお願いします。

住民課誕生

窓口サービスの一本化へ

財務課も同時に発足

昨年から役場窓口の一本化を中心として、役場業務の合理化の準備が進められて来ましたが、去る三月一日より住民課が設置されました。これにより住民課は町民皆さんの日常生活にもっと深いつながりをもっている事務をする課で、いままで皆さんが転入、転出、出生、死亡等々のためにこちらから歩かれて用事をすませてこられたわけですが、これらの窓口事務を一つにまとめて取扱うために設けられた課です。すなわち、住民登録、戸籍、配給、年金、印鑑、証明、町民税係の仮ナンバーの仕事等を一つにまとめ、住民登録、戸籍、配給、印鑑、国保、国民年金、清掃申込、外国人登録、野球場使用申込、学校児童生徒の異動等を扱っています。したがって、皆さんが今までのように係から係へと歩く手間がはぶけることになり、書く手間も少くなるかと思えますが、事務が一カ所に集中するため、個々の窓口で待っていた、いままでとなり、感じとして「待たされる時間」を意識されるかも知れません。が、この点よろしく御理解下さるようお願いいたします。また、発足間もなく職員も不馴



れのためいろいろと御迷惑をおかけするかも知れませんが、この点についても御協力をお願いいたします。
 ◎課のあるところ(図参照)
 本庁舎入って正面(いままでの民生課)です。
 ◎課のことでお知り行っている
 窓口事務
 税務関係の証明、農業委員
 会、土木等の証明、許可なら
 びに水道、厚生関係の事務、

来る四月には特別法による統一地方選挙が実施されますが、立候補予定者や関係者の方々ではそれぞれ準備をされておられることと思えます。公明で公正にして実効ある選挙運動を展開されることを望むわけです。
 事前運動とは、立候補届出前において選挙運動を行うこととて、残念なことに選挙には事前運動がつきものです。であるといわれています。

かけ金をかける

「国民年金」の支給が始まっています

国民年金も誕生して満二才の春を迎えました。その間、福生町でも、すでに三名の方々が母子年金(補完)を受けられています。今年度(三多摩)は初めての遺児年金(都三号)が決定され、新証書が交付されました。これらの例もみんな国民年金制度ができ、今年に加入し、そして保険料を納めていたからこそと、受給者もともども年金の必要を感じています。
 皆さん、人のからだは、なまみである以上、いつ、どこで、どんな災難にあわぬとも限りません。例えば交通事故で大けがをしたり、病魔におそわれて不具廃疾のからだにな

なったり、更に一家の柱である主人をなくしたり、また年をとって働けなくなったり。こんなときは、だれも「これから先はどうか」やつて生活してまいりませんか?と慰まられてしまいます。このような災難を受けたとき、その災難を国民全部でわけあい、不幸にあわられ、数年後からは国民一人残らず、なんらかの年金保障を受けられる世の中となり、未加入の方はもちろん、保険料が未納となっている方は、心ならずもこの年金保障から見はなされてしまうことになり、保険料を納めておき加入し、保険料を納めておき加入しよう。そして、不幸災難にあわれましたら、速慮なく国民年金係へご相談下さい。

「公明選挙は事前運動の追放から」

「公明選挙は事前運動の追放から」

何が事前運動であるかというところはなかなか微妙で難しい問題ですが、立候補の準備に名をかりて投票を依頼する目的を加味した行為は準備の範囲をこえるもので、事前運動として禁止され、また実際に大つらな選挙運動はやらなくともスレレのところで事前運動が行われていた例が少なくありませんが公職選挙法(第二九条)ではこれをいわゆる「事前運動」

としていいます。選挙公明化の趣旨と運動方法が充分認識され立候補者は勿論のこと、有権者一人一人も目ざめていただきたいものです。
 選挙が公明に行なわれるということや、棄権が少ないということや、違反が少ないということも含まれていますが、その本来の目的は、自由な意思による尊い票の結果により立派な代表者が選ばれることと、

連日異常乾燥がつづいていますが、春に向うにつれて強風の日は多くなり、大火の発生条件がそろってきます。福生町は、おはずかしく、火災件数が多い町です。火災の原因は九割が不注意によるもので、町管内でも子供のマッチで、当町管内から最近二件の火災が発生しています。火災予防には何をいっても日常の注意が肝要です。皆さん、次のことに特に注意して、人命、財産等を火事から守りましょう。

- 1 マッチは子供の手のとどかない所におく。
- 2 子供には火の取扱いはさせないこと。
- 3 燃えやすものは、家の内外を問わず放置しない。
- 4 外出時やねる前には必ず火を消す。

御協力を

「火災予防に」
 大火のシースンです

「地方自治は民主政治の基礎です」
 公明選挙推進運動が都市にも農山漁村にも活発に動き出しているのもこのためです。生活に結びついた身近な選挙であることに思いをいたし、この選挙が公明にいきますよう強く押し進めて行きましよう。

福生町選挙管理委員会

申告はおすみにになりましたか！ 「町都民税」の申告は 今月二十日まで

「町都民税」の申告は今月二十日までとなっております。以下申告についてのあらましをお知らせいたしますので、必ず期限内までに申告下さるようお願いいたします。

1、申告しなければならぬ人

今年の一月一日現在、福生町に住んでいて、昨年中の収入が金額の多少にかかわらずあつた人(昭和三十七年中の所得金額が九万円以上の人は「一般の申告書」で、九万円以下の方は「簡易な申告書」で、必ず申告しなければなりません。なお、給与所得者は一般に勤め先から給与の支払報告がなされておりますので、申告しなくてもよいことになっていますが、万一報告がなされていない場合もありますので充分注意して下さい。また給与所得者でもその他の収入があるときは申告して下さい。

2、申告期限 昭和三十八年三月二十日
3、申告をしなかつた場合等
「申告しなかつた場合」 「税務署へ確定申告しただけの場合」 「期限後に申告した場合」 「記入漏れがあつた場合」 「扶養控除、社会、生命保険料」が受けられないばかりでなく、その所得金額がわかつ

た場合は相当高い税金が課税されますから必ず期限内までに申告して下さい。

4、申告書の書き方がわからぬ場合は、役場税務課町民税係にお問合せ下さい。

固定資産課税台帳 の縦覧は三月二十日まで

昨年中に家屋の新增改築又は土地の地目交換等をされた方は、今年からあらたに固定資産税が課税されますが、その課税台帳を三月一日から縦覧して下さい。詳細額に著しく差があり、不当と思われる方は、異議申請を行えます(但し、従来より課税されている土地、家屋については異議申請はできません)。この期間を利用して納得のいく納税をして下さい。期間が残り少なくなつていきますので至急おでかけ下さい。

記
一、期限 三月二十日まで
(各、土、日も可)
二、時間 午前八時三十分～午後五時
三、場所 福生町役場税務課(分室)

一年を通じて四月は結婚が多い月です。そこで婚姻届について、ちよつとお知らせします。すなわち男女が結婚式をあげ親類知人にも披露して同棲しても婚姻届を出さないと認められず正式な夫婦といわゆる法律婚をしない限り、法律上の婚姻と認められないといつては女性にとつて、何かという時に不利益な結果をもたらす例が非常に多くあります。婚姻届の手続き自体は、簡単なものでありますから、新しい時代の夫婦の正しいスタトとして、婚姻届を十分固気で認識することをお薦めします。

1 婚姻は、戸籍法の定めるところに従つて、届出ることによつて成立し、たとえ事実上夫婦生活を営み、世間から夫婦だと考えられていても、法律上は正式な夫婦というわけにはいきません。わが国には、内縁関係の夫婦が相当多くあります。その理由としては、国民の法意識が低く、その重要性に對する認識が欠けているため、婚姻が古い封建的な思想に左右されて、家族制度的な結婚観から親まかせて、しかし新憲法第二十四条は次のように明示しています。婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。

結婚と法律

2 婚姻の届出は、当事者双方と成年の証人二人以上から口頭又は署名した書面で行なうべからぬといふ民法で定めて

3 婚姻の届出をしていない内縁の夫婦は、もともと共同の

生活の生活という事実上の関係を基礎とするもので、その事実がなくなるれば解消してしまいます。届出した正式な夫婦であれば、共同生活の事実がなくなつても、つまり別居していても、離婚の手続きをとらないう限り、夫婦であるといふことは変わりません。

未成年の男女が正式の夫婦となれば成人として取り扱われていますが、内縁の夫婦(氏)(姓)を同じにすることができず、未成年の男女であれば正式の夫婦と違い成年に達したものとみなしてもらえないので、第三者との取引に当つては、いわゆる無能力者として取り扱われます。内縁の夫婦の間には生まれ子は嫡出子となりませんから、親子は母の氏を称し、子の親権に服しません。父親が一緒に暮らしていても、法律上は親子と認められないから、父親が死亡した場合、父の財産を相続することはありません。また内縁の夫婦は、相互に、その一方の死亡によつて、そのものに属する財産を相続することができません。内縁の妻が夫の財産について相続権を持たないことは、もつとも不利な問題です。

人権身上相談日
毎月第一水曜日

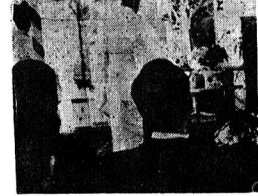
役場庁舎と 生活改善センター 建設工事着工

役場庁舎建設工事と生活改善センター建設工事の起工式が去る二月二十二日に行われました。それぞれ工事が始まりました。

建設場所は、現在の役場の北側で、役場庁舎は、御存知のとおり、いくつにも分散して、まして町民皆さんは、もちろん、事務処理上も非常に不便ですが、こんど建設される庁舎は、都市計画事業の推進に伴い、人口急増が予測されている福生町の将来計画も加味した設計がもたらされて、一階、一部屋階の鉄筋コンクリート造、延床九五、六五坪の近代建築です。完成見込は、今年末の予定です。

生活改善センター、建設工事は、鉄筋二階建七六、四四坪で、生活改善のためのセンターとして広く利用されるべく設計されています。この工事は昭和三十七年度事業として進められて、今春には完成予定です。

(写真は起工式)



議 会 報 告

庁舎建設工事契約等可決

☆第一回臨時会

(38・1・10)

☆第二回臨時議会

(38・2・12)

●福生町税務課徴収条例の一部を改正する条例について

●地方税法の一部を改正する法律が公布施行されたことにより(税率引下げ)町条例を改正しようとするもの。

●庁舎建設事業費起債起債額一金七百万円也、大蔵省資金運用部より借入するもの。

●施設提供等諸費関係道路舗装新設工事について

●号線)延長一六四米、巾員七、二米甲蓋工一六四米

●契約締結同意方について

1右道路工事を一金二〇〇万円て施行する。

2福生都市計画熊川公園整備工事

●羽村、福生衛生組合規約の一部を改正する規約について

●契約関係
1役場庁舎及び生活改善センター建設工事
(1)庁舎、地上三階、地下一階一部屋階、鉄筋コンクリート造二、九六〇・八三平方米(八九五、六五坪)
(2)生活改善センター
鉄筋二階建二五二、六九九平方米(七六、四四坪)
契約金額一金一億三千六百五十万円也
2生活改善センター設計監理委託、契約金額一金二十七万円也
3福生町行政事務処理合理化施策実施のための事務機械購入契(パロース会計機その他)、契約金額一金七百六十一万五千四百円也
4補助道第十三号線道路改修工事
側溝工、三二五、四米、L型溝、三〇一、四米、甲蓋工一四米、契約金額一金百二十万円也
5長沢地内側溝改修工事
側溝工、一七〇米、甲蓋工一七〇米、L型溝、二二三米石積工、一五三平方、契約金額一金百二十五万円也
6多摩工業高等学校前配水管埋設工事

石綿管(一五〇耗)、四六〇米、消火栓三ヶ所、契約金額一金八十六万円也
7加美ヶ丘ノ都営住宅配水管埋設工事
石綿管四六四、九米、消火栓二ヶ所、契約金額一金五十五万円也
8第二浄水場ノ第四水源ディゼル用ケープル埋設工事延長二四三、六米、契約金額一金六七十万円也
●福生町の課に関する条例の一部を改正する条例について
住民課、財務課を新設、事務合理化を推進するため
●福生町議会議員委員会条例の一部改正する条例
課の新設により、常任委員会の所管を変更しようとするもの。
●町道路線の廃止について
都住宅公社熊川団地内その他の町の道を廃止するもの。
●町道路線の認定について
熊川団地内に新設される道路を町道として認定しようとするもの。
●昭和三十一年度可立福生第一小学校防音工事特別会計歳入歳出追加更正予算(第二回)
今回追加額二、九六四、七二五円、累計額三、四、一五八五八四円

蚊やハエの駆除は、いまが最適!

これからは、蚊やハエ退治の絶好の時期です。ごみ袋や、たい肥場、物置などにD.Tの五割液を一平方メートルに五〇ccまいておくこと、そこにとまつた成虫を殺すことができます。これは二か月くらい効果がありません。蚊やハエの駆除は、発生をなくすことが根本でありますから、下水の流れをよくし、庭の穴や、雨ざらしになつてゐる水のたまるところをなくし、便所の液取り口や、窓には網を張るようにしましょう。また、蚊やハエの行動範囲は二mといわれていますので、一軒だけで駆除しても効果はありません。皆さんの協力は、共同駆除を行なうことが最も大切です。



4月の 広報のよみ

▽世界保健デー(4月4日) 国際連合の世界保健機関が創設された一九四八年の四月七日を記して、毎年この日を世界保健デーと定め加盟各国でいろいろの記念行事が催される。この機会に世界保健機関の使命や活動状況について知るとともに、決定される世界共通のテーマについて啓発活動を行ない、一般の保健意欲を高めること(厚生省)

▽婦人週間(4月10日-4月16日) 婦人の人間的の尊重を旨として、はるかに家庭も明るい社会生活もあり得ない。婦人自身法的地位を自覚し主たる意義と態度を確立する一方、周囲の人々も婦人の地位向上に協力するよう望みたい。(厚生省)

▽環境衛生強弱週間(4月19日-4月25日) 健康で明るい国民生活は、病、地域社会の生活環境を清潔にするが基本になる。総合的な地区組織活動を軸として、環境衛生思想の向上を図るとともに、春の大掃除を中心にした金銭的汚掃活動、はえ、ねずみなどの物理的駆除を行なうよう一般へ呼びかけること(厚生省)

なお、週四中二、三日はとくに「清掃デー」として、まちをよき運動などが行なわれる(同)
▽国土緑化運動・緑の羽根募金運動(3月から継続して5月まで) この機会に国土緑化の重要性について二層の認識を深めること(農林省)